

記

- 1 日時 令和6年5月24日(金曜日)午後1時30分～午後2時50分
- 2 場所 人事委員室
- 3 出席者 委員長 西村 捷三、委員 西出 智幸、委員 能村 盛隆
事務局長以下6名

4 議案等

【議案】

第12号 昇任選考について

第13号 職員（事務行政(18-21)、高校卒程度技術、消防吏員B、司書、学校事務）

採用試験及び障がい者を対象とした採用試験(事務職員)の実施について

第14号 職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部改正について

第15号 消防職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部改正について

第16号 教育委員会所管の学校の教員等の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部
改正について（承認）

第17号 消防職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の規定に基づく同規則の施行
に関し必要な事項の承認について

第18号 職員の休暇に関する規則の一部改正について

第19号 職務に専念する義務の特例に関する規則の一部改正について

第20号 職員の給与に関する条例に基づく市規則の改正に関する協議について（回
答）

第21号 職員の休暇に関する規則の施行について必要な事項に関する協議について
（回答）

第22号 職務に専念する義務の特例に関する規則の施行について必要な事項に関する
協議について（回答）

【報告事項】

第11号 職員団体等からの要請書について

第 12 号 令和元年（措）第 2 号事案について

第 13 号 令和元年（不）第 2 号事案について

第 14 号 職員の任用に関する規則第 30 条第 6 号に規定する人事委員会が認める職に関する要綱第 2 条に基づく報告について

5 議事要旨

・議案第 12 号について

令和 6 年 5 月 24 日付け大総務人第 59 号で請求のあった、昇任選考について、現在の職、新たに就けようとする職務等について総務局より説明を聴取した結果、合格とすることに決定。

・議案第 13 号について

職員（事務行政(18-21)、高校卒程度技術、消防吏員 B、司書、学校事務）採用試験及び障がい者を対象とした採用試験(事務職員)の実施について、事務局より説明し、審議の結果、実施することに決定。

・議案第 14 号について

職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部改正について、事務局より説明し、審議の結果、改正案どおり改正し、公布することに決定するとともに、条例の議決を停止条件として議決することに決定。

・議案第 15 号について

消防職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部改正について、事務局より説明し、審議の結果、改正案どおり改正し、公布することに決定するとともに、条例の議決を停止条件として議決することに決定。

・議案第 16 号について

教育委員会所管の学校の教員等の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部改正について、事務局より説明し、審議の結果、改正案どおり改正し、公布することに決定するとともに、条例の議決を停止条件として議決することに決定。

・議案第 17 号について

消防職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の規定に基づく同規則の施行に関し必要な事項の承認について、事務局より説明し、審議の結果、案のとおり承認することに決定するとともに、条例の議決を停止条件として議決することに決定。

・議案第 18 号について

職員の休暇に関する規則の一部改正について、事務局より説明し、審議の結果、改正案どおり改正し、公布することに決定。

・議案第 19 号について

職務に専念する義務の特例に関する規則の一部改正について、事務局より説明し、審議の結果、改正案どおり改正し、公布することに決定。

・ **議案第 20 号について**

職員の給与に関する条例に基づく市規則の改正に関する協議について、事務局より説明し、審議の結果、異議ない旨、回答することに決定。

・ **議案第 21 号について**

職員の休暇に関する規則の施行について必要な事項に関する協議について、事務局より説明し、審議の結果、異議ない旨、回答することに決定。

・ **議案第 22 号について**

職務に専念する義務の特例に関する規則の施行について必要な事項に関する協議について、事務局より説明し、審議の結果、異議ない旨、回答することに決定。

・ **報告第 11 号について**

職員団体等からの要請書について、事務局より報告。

・ **報告事項第 12 号について**

令和元年（措）第 2 号事案について、事務局より報告。

・ **報告事項第 13 号について**

令和元年（不）第 2 号事案について、継続審理。

・ **報告事項第 14 号について**

職員の任用に関する規則第 30 条第 6 号に規定する人事委員会が認める職に関する要綱第 2 条に基づく報告について、事務局より報告。